

平成28年9月／29年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（民事訴訟法・刑事訴訟法）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の3、6～8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

民事訴訟法

【事例】

Xは、自己所有の土地上に建築した木造建物をYに期間の定めなく賃貸し、Yはこれを倉庫として自己の事業に使用していた。その後、Xは、当該建物を取り壊して当該土地に従業員宿舎を作る必要が生じたので、Yに対して賃貸借契約の解約を通知して当該建物の明渡しを求めた。しかし、Yは、明渡しを拒み続けている。そこで、Xは、Yを被告として、賃貸借契約の終了に基づく当該建物の明渡しを求める訴えを提起した。

【設問】

以下の各問について民事訴訟法の視点から論じなさい。なお、問1と問2は相互に関連しない。

問1 この訴訟において、Xは、200万円の立退料の支払いと引き換えに当該建物を明け渡すことを求めていたところ、裁判所は、YはXからの立退料150万円の支払いと引き換えに当該建物を明け渡せとの判決をした。このような判決は許されるか。

問2 この訴訟において、Yは、Xから賃借した元の木造建物は老朽化が進んでいたため、自らの出費で建て替えを行ったので、もはや土地上の建物はXから賃借した建物ではなくYの所有物であると主張した。Xが、従業員宿舎を作るという本訴の目的を追求するためにとりうる訴訟法上の手段として、どのようなものが考えられるか。

刑事訴訟法

次の【事例】を読んで、後の【設問】に答えなさい。

【事例】

1 司法警察員 K らは、平成28年9月3日午前2時頃、東京都港区三田所在の居酒屋の店主 V から「閉店後に片付けや売上金の集計をしていたところ、5分ほど前に、2人組の男が押し入ってきて、刃物を突き付けて『金を出せ。』と脅された。早く来てください。」との通報を受け、同日午前2時10分頃に前記居酒屋に臨場した。店内のテーブルや椅子は配置が乱れ、物が散乱し、床には鮮血の付いたナイフが落ちており、従業員 W ら3人が男1人(甲)ともみ合っていた。K らが「警察だ。何をしている。」と叫ぶと、甲は「わかった。もう観念した。」と言い、息を切らしながら、その場に座り込んだ。

2 K らが V らに事情を聞いたところ、V は「この男(甲)が刃物を取り出したので、咄嗟に取り上げようとしたが、手に怪我をしてしまった。2人組の男のうちもう1人は逃げた。逃げた男(乙)は、20代前半で、身長は175センチくらい、中肉中背で、ライトブルーのパーカーを着ていた。」と述べ、W らも同旨の供述をした。V は手の平や腕に切り傷があり出血していた。

甲は、K らに対し、「数日前にパチンコ店で知り合った乙から『売上げの多い金曜日の閉店後、店員が帰った後に忍び込もう。』と誘われたので、乙と一緒に忍び込んだところ、なぜか店員がまだいた。仕方がないので、そこに落ちているナイフで脅したが失敗した。乙は逃げた。」と述べた。甲のシャツには真新しい血痕が付いていた。

① K は、同日午前2時20分、甲を強盗致傷の現行犯人として逮捕した。

3 一方、警察官 L らは、警察車両で警ら中であつたところ、無線連絡により、前記強盗致傷事件が発生したこと、犯人のうち1人は逃走したこと、その男は乙と名乗っていること、及び、V らが申告した逃走犯人の風体について情報を得た。その後、同日午前3時頃、L らは、前記居酒屋から約500メートル離れた住宅街の児童遊園で、V らの前記申告内容と風体の合致する男を発見したので、「警察です。ちょっとお話を。こんな時間に何をしているのですか。」と声をかけた。その男は無視して立ち去ろうとしたので、L は男の肩に手をかけ、「あなた、乙さんじゃないですか。」と尋ねたところ、男は立ち止まり、「知らない。」と述べた。L らはその後も質問を続けたが、男は何も話さなかった。男の身体や着衣に不審な点はなく、その言動も落ち着いていた。

4 Kらは無線連絡により乙らしき男が発見されたが否認しているとの情報を得たので、Wを同行して確認してもらうことにした。同日午前3時15分頃、前記児童遊園に到着したWは「この男に間違いありません。」と述べた。そこで、②Lは、同日午前3時20分、この男を強盗致傷の現行犯人として逮捕した。

【設問】

- 1 現行犯逮捕（刑事訴訟法213条，212条1項・2項）の要件について，令状主義の趣旨，及び，現行犯逮捕が令状主義の例外とされている理由を踏まえつつ，説明しなさい。

- 2 設問1に対する解答を前提としつつ，下線部①及び②の現行犯逮捕の適法性について論じなさい。

